

次世代育成支援推進法に基づく、社会福祉法人美楽会における

一般事業主行動計画(第3回)

育児休業の取得率は、女性職員では、98%を超えているが、更に職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1: 出産子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

<対策>

- 平成27年 4月～ 職員の休業や休暇の状況を把握し、必要に応じた代替要員の確保を行うため、毎月1日現在の各事業所の職員の配置状況の報告を定例化する
- 平成27年 4月～ 管理職に対する、一般事業主行動計画の内容と、「育児・介護休業等に関する規程」について研修会を実施
- 平成27年 5月～ 一般職員を対象とした、一般事業主行動計画の内容と「育児・介護休業等に関する規程」についての説明会の実施

目標2: 年次有給休暇の取得率の向上を図る。

<対策>

- 平成27年 4月～ 前年度の有給休暇の取得状況の実態調査を行うとともに、半期毎の有給休暇の取得状況の調査を行う
- 平成27年 5月～ 計画的な取得に向けた管理職の検討会を実施
- 平成27年10月～ 上半期の有給休暇取得状況の調査を踏まえ、有給休暇の取得促進のための管理職の検討会を実施